

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月15日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	S M B C ファンドラップ・日本バリュー株 S M B C ファンドラップ・日本グロース株 S M B C ファンドラップ・日本中小型株 S M B C ファンドラップ・米国株 S M B C ファンドラップ・欧州株 S M B C ファンドラップ・新興国株 S M B C ファンドラップ・日本債 S M B C ファンドラップ・米国債 S M B C ファンドラップ・欧州債 S M B C ファンドラップ・新興国債 S M B C ファンドラップ・J-REIT S M B C ファンドラップ・G-REIT S M B C ファンドラップ・コモディティ S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。なお、平成28年6月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、一部のファンドの信託報酬の変更等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所および訂正事項】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2 投資方針

(2)投資対象

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、平成28年3月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

（以下略）

2 . S M A M / F O F s 用日本グロース株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.648%（税抜：0.6%）
------	----------------------------

（以下略）

3 . インスコ / F O F s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	投資信託財産の純資産総額に対して年率0.6588%（税抜：0.61%）
------	-------------------------------------

（以下略）

5 . シュローダー / F O F s 用欧州株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.756%（税抜0.70%）
------	----------------------------

（以下略）

6 . G I M / F O F s 用新興国株F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.9288%（税抜：0.86%）
------	------------------------------

（以下略）

7 . 三井住友 / F O F s 用日本債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.2268%（税抜0.21%）
------	-----------------------------

（以下略）

8 . ブラックロック / F O F s 用米国債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.4752% [*] （税抜0.44%） *消費税率が10%になった場合は年0.484%となります。
------	--

（以下略）

9 . ドイツ / F O F s 用欧州債F（適格機関投資家限定）

<指定投資信託証券の概要>

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.5508%（税抜0.51%）
------	-----------------------------

(以下略)

10. ゴールドマン・サックス / FOF s 用新興国債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.7128% (税抜0.66%)
------	------------------------------

(以下略)

< 訂正後 >

S M B C ファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、平成28年8月26日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成していません。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

(以下略)

2. S M A M / FOF s 用日本グロース株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.6048% (税抜：0.56%)
------	-------------------------------

(以下略)

3. インベスコ / FOF s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	投資信託財産の純資産総額に対して年率0.6372% (税抜：0.59%)
------	--------------------------------------

(以下略)

5. シュローダー / FOF s 用欧州株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.7236% (税抜0.67%)
------	------------------------------

(以下略)

6. G I M / FOF s 用新興国株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.8748% (税抜：0.81%)
------	-------------------------------

(以下略)

7. 三井住友 / FOF s 用日本債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.216% (税抜0.20%)
------	-----------------------------

(以下略)

8. ブラックロック / FOF s 用米国債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.4428% [*] (税抜0.41%) *消費税率が10%になった場合は年0.451%となります。
------	--

(以下略)

9. ドイツ / FOF s 用欧州債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.5184%（税抜0.48%）
------	-----------------------------

（以下略）

10. ゴールドマン・サックス / FOF s 用新興国債F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.6912%（税抜0.64%）
------	-----------------------------

（以下略）

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

< F W日本バリュー株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W米国株、F W欧州株、F W新興国株、F W米国債、F W欧州債、F W新興国債、F WJ-REIT、F WG-REIT、F Wコモディティ、F Wヘッジファンド >

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に掲げる率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社	合計
F W日本バリュー株	年率0.60% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.7884% (税抜0.73%)
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wコモディティ	各ファンド につき 年率0.15% (税抜)	各ファンド につき 年率0.10% (税抜)	各ファンド につき 年率0.03% (税抜)	各ファンド につき 年率0.3024% (税抜0.28%)
F W米国株	年率0.90% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率1.1124% (税抜1.03%)
F WJ-REIT	年率0.44% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.6156% (税抜0.57%)
F WG-REIT	年率0.75% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.9504% (税抜0.88%)
F Wヘッジファンド	年率0.18% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.3348% (税抜0.31%)

F W日本バリュー株、F WJ-REIT、F WG-REITではマザーファンドで信託報酬は収受されませんので、実質的な信託報酬は上記と同じです。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

< F W日本債 >

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.2484%（税抜0.23%）～年率0.3024%（税抜0.28%）を乗じて得た金額とします。信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。）に応じて以下のとおりとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

新発10年国債利回り	委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5%未満	年率0.10% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.2484% (税抜0.23%)
0.5%以上	年率0.15% (税抜)			年率0.3024% (税抜0.28%)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

ファンド・オブ・ファンズは他のファンドを投資対象としており、実質的な信託報酬は投資対象ファンドの信託報酬を加算したものとなります。ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドにおける実質的な信託報酬は以下の通りです。

ファンド名 ファンドの信託報酬	投資対象とする指定投資信託証券 指定投資信託証券の信託報酬	実質的な信託報酬
F W日本グロース株 年率0.28%（税抜）	SMAM / FOF s 用日本グロース株F （適格機関投資家限定） 年率0.56%（税抜）	最大 年率0.9072%（税抜0.84%）
F W日本中小型株 年率0.28%（税抜）	インベスコ / FOF s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定） 年率0.59%（税抜）	最大 年率0.9396%（税抜0.87%）
F W米国株 年率1.03%（税抜）	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund なし	年率1.1124%（税抜1.03%）
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund なし	
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund なし	
F W欧州株 年率0.28%（税抜）	シュローダー / FOF s 用欧州株F （適格機関投資家限定） 年率0.67%（税抜）	最大 年率1.026%（税抜0.95%）
F W新興国株 年率0.28%（税抜）	G I M / FOF s 用新興国株F （適格機関投資家限定） 年率0.81%（税抜）	最大 年率1.1772%（税抜1.09%）
	Amundi Funds Equity Emerging Focus 年率0.50%	
F W日本債 年率0.23%（税抜） ～ 年率0.28%（税抜）	三井住友 / FOF s 用日本債F （適格機関投資家限定） 年率0.20%（税抜）	最大 年率0.4644%（税抜0.43%） ～ 最大 年率0.5184%（税抜0.48%）

F W米国債 年率0.28%（税抜）	ブラックロック / FOF s 用米国債F （適格機関投資家限定） 年率0.41%（税抜）	最大 年率0.7452%（税抜0.69%）
F W欧州債 年率0.28%（税抜）	ドイチェ / FOF s 用欧州債F （適格機関投資家限定） 年率0.48%（税抜）	最大 年率0.8208%（税抜0.76%）
F W新興国債 年率0.28%（税抜）	ゴールドマン・サックス / FOF s 用 新興国債F（適格機関投資家限定） 年率0.64%（税抜）	最大 年率0.9936%（税抜0.92%）
F Wコモディティ 年率0.28%（税抜）	パインブリッジ / FOF s 用コモディティF （適格機関投資家限定） 年率0.36%（税抜）	最大 年率0.6912%（税抜0.64%）
F Wヘッジファンド 年率0.31%（税抜）	大和住銀 / FOF s 用日本株MN （適格機関投資家限定） 年率0.34%（税抜）	最大 年率0.702%（税抜0.65%）

(注1) 指定投資信託証券の信託報酬は平成28年8月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(注2) 指定投資信託証券が国内籍の場合は、信託報酬や売買委託手数料、監査費用等の費用が別途かかります。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、ファンドの設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

(注3) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬、管理報酬等の詳細については、「SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要」をご参照ください。

(注4) F W米国株の信託報酬から支弁される投資顧問報酬に、指定投資信託証券の信託報酬等は含まれています。

以下のファンドでは、委託会社の報酬に投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれ、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

ファンド名	投資顧問報酬
F W米国株	T .ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへの投資顧問報酬（含む組入投資信託証券の運用報酬） ...信託財産の純資産総額に対し、年率0.60%以内の率を乗じて得た額
F WG-REIT	シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー（マザーファンドの投資顧問会社）への投資顧問報酬 ...信託財産に属するとみなされる海外REITマザーファンドの時価総額に年率0.45%以内の率を乗じて得た額

以上